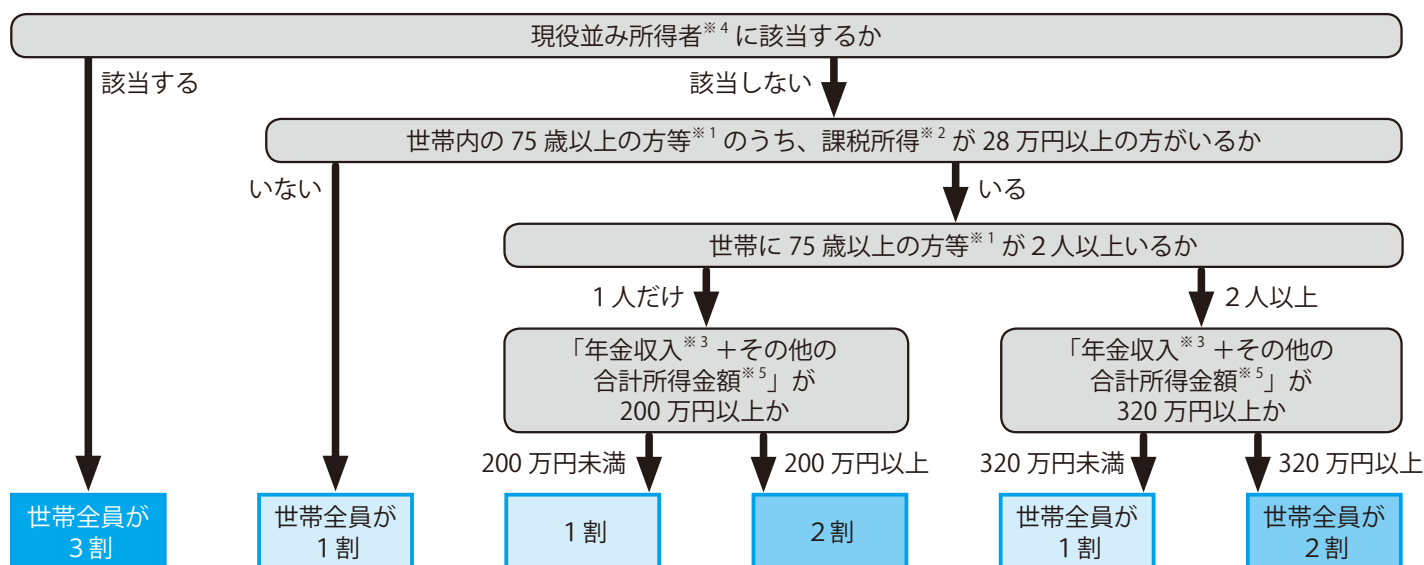


に関するお知らせ

窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、主に以下の流れで判定します

窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方等^{※1}の課税所得^{※2}や年金収入^{※3}をもとに、世帯単位で判定します。（令和3年中の所得をもとに、令和4年8月頃から判定ができるようになります）



- ※1 後期高齢者医療の被保険者とは、75歳以上の方ならびに65～74歳の方のうち後期高齢者医療広域連合から一定の障害の状態にあると認定を受けた方です。
- ※2 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額（前年の収入から給与所得控除や公的年金等控除、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）を差し引いた後の金額）です。
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含まれません。
- ※4 住民税の課税所得が145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割になる方です。
- ※5 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

窓口負担割合が2割となる方には、負担を抑える配慮措置があります

- 窓口負担割合が2割となる方について、施行後3年間（令和7年9月30日まで）は1か月の外来分の窓口負担割合の引上げに伴う負担増加額を、3,000円までに抑えます（入院分の医療費は対象外）。
- 配慮措置の適用で払戻しとなる方は、高額療養費として事前に登録されている高額療養費の口座へ、後日払戻します。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】 （例：1か月の医療費が50,000円の場合）

窓口負担割合1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合2割のとき ②	10,000円
負担増 ③（②－①）	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払戻し（③－④）	2,000円

配慮措置

1か月5,000円の負担増を3,000円に抑制するための差額を払い戻します。

2割負担となる方で高額療養費の口座を登録されていない方には、令和4年9月頃に後期高齢者医療広域連合から申請書を郵送します。

申請書がお手元に届きましたら申請書に記載の内容に沿って口座の登録をしてください。



市町村・後期高齢者医療広域連合や厚生労働省が、電話や訪問で口座番号等をおうかがいしたり、ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。不審な電話があったときは、最寄りの警察署（#9110）または消費生活センター（188）にお問い合わせください。

**書類は必ず
郵送でお届けします**

後期高齢者の医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせは

西ノ島町役場 町民課
島根県後期高齢者医療広域連合業務課

08514-6-0103
0852-20-7526

制度見直しの背景等については…厚生労働省「後期高齢者窓口負担割合コールセンター」0120-002-719

後期高齢者医療制度

令和 4 年 10 月から医療費の窓口負担割合が変わります

後期高齢者医療制度の被保険者の方（75 歳以上の方等）のうち、一定以上の所得のある方は、現役並み所得者を除き令和 4（2022）年 10 月 1 日から医療費の窓口負担割合が 2 割になります。

区 分	医 療 費 負担割合		区 分	医 療 費 負担割合
現役並み所得者	3 割	➡	現役並み所得者	3 割
一般所得者等※	1 割		一定以上の 所得のある方	2 割
			一般所得者等※	1 割

被保険者全体の
約 20%

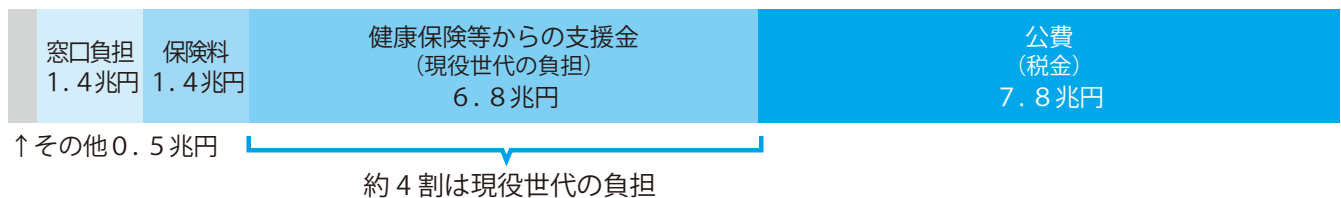


※住民税が課税されていない世帯の方は、基本的に 1 割負担となります。

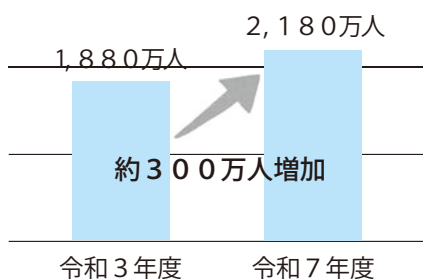
見直しの背景

- 後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いた約 4 割は現役世代（子や孫の世代）の負担（健康保険等からの支援金）によりまかなわれています。
- 令和 4 年度以降、団塊の世代が 75 歳以上となりはじめ、後期高齢者の医療費が大きく増えていくことが見込まれています。
- 後期高齢者医療制度について、持続可能性を高め、全ての人で支え、国民皆保険制度を未来につないでいくための見直しが行われます。

75 歳以上の後期高齢者の医療費の財源内訳（総額約 18 兆円） ※令和 3 年度予算ベース



75 歳以上人口の増加



現役世代からの支援金の増加

